

邑楽町告示第79号

平成25年第1回邑楽町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成25年5月20日

邑楽町長 金子正一

1. 期 日 平成25年5月23日
2. 場 所 邑楽町役場 議 場
3. 件 名
 - 1 常任委員の選任
 - 2 議会運営委員の選任
 - 3 専決処分の承認を求めることについて
 - 4 専決処分の承認を求めることについて
 - 5 専決処分の承認を求めることについて
 - 6 邑楽町防災行政無線施設条例
 - 7 工事請負契約の締結について

○応招・不応招議員

○応招議員（14名）

1番	塩井早苗	議員	2番	原義裕	議員
3番	松村潤	議員	5番	神谷長平	議員
6番	半田晴	議員	7番	坂井孝次	議員
8番	大野貞夫	議員	9番	田部井健二	議員
10番	小沢泰治	議員	11番	岩崎律夫	議員
12番	小島幸典	議員	13番	立沢稔夫	議員
14番	本間恵治	議員	15番	細谷博之	議員

○不応招議員（なし）

平成25年第1回邑楽町議会臨時会議事日程

平成25年5月23日（木曜日） 午前10時開会

邑楽町議会議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 常任委員の選任
- 第 4 議会運営委員の選任
- 第 5 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 6 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 7 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 8 議案第31号 邑楽町防災行政無線施設条例
- 第 9 議案第32号 工事請負契約の締結について

追加議事日程

議長の辞職

議長の選挙

副議長の辞職

副議長の選挙

- 第 1 東毛広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙
- 第 2 邑楽館林医療事務組合議会議員の選挙
- 第 3 館林地区消防組合議会議員の選挙
- 第 4 大泉町外二町環境衛生施設組合議会議員の選挙
- 第 5 太田市外三町広域清掃組合議会議員の選挙
- 第 6 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○出席議員（14名）

1番	塩井早苗	議員	2番	原義裕	議員
3番	松村潤	議員	5番	神谷長平	議員
6番	半田晴	議員	7番	坂井孝次	議員
8番	大野貞夫	議員	9番	田部井健二	議員
10番	小沢泰治	議員	11番	岩崎律夫	議員
12番	小島幸典	議員	13番	立沢稔夫	議員
14番	本間恵治	議員	15番	細谷博之	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金子正一	町長
堀井隆	副町長
飯塚勝一	総務課長
諸井政行	税務課長
小島靖	都市建設課長

○職務のため議場に出席した者の職氏名

小倉章利	事務局長
田部井春彦	書記

◎開会及び開議の宣告

○立沢稔夫議長 ただいまから平成25年第1回邑楽町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

[午前10時03分 開議]

◎諸般の報告

○立沢稔夫議長 日程に入る前に諸般の報告をします。

監査委員から監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承承願います。

今期臨時会に説明員として出席通知がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承承願います。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○立沢稔夫議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第124条の規定により、議長において、細谷博之議員、塩井早苗議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○立沢稔夫議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期臨時会の会期は、本日から24日までの2日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○立沢稔夫議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から24日までの2日間と決定いたしました。

暫時休憩します。

[午前10時05分 休憩]

[議長、副議長と交代]

○岩崎律夫副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

[午前10時19分 再開]

◎日程の追加

○岩崎律夫副議長 立沢稔夫議長から議長の辞職願が提出されております。

お諮りします。議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題にすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎律夫副議長 異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

〔13番 立沢稔夫議員退場〕

◎議長の辞職

○岩崎律夫副議長 これより議長辞職の件を議題とします。

事務局長に辞職願を朗読させます。

小倉議会事務局長。

○小倉章利事務局長 平成25年5月23日

邑楽町議会副議長 岩 崎 律 夫 様

邑楽町議会議長 立 沢 稔 夫

辞 職 願

このたび、一身上の都合により、議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

○岩崎律夫副議長 お諮りします。

立沢稔夫議長の議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎律夫副議長 異議なしと認めます。

よって、立沢稔夫議長の議長辞職を許可することに決定しました。

〔13番 立沢稔夫議員入場〕

◎日程の追加

○岩崎律夫副議長 ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎律夫副議長 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定しました。

暫時休憩します。

〔午前10時22分 休憩〕

○岩崎律夫副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前10時34分 再開〕

◎議長の選挙

○岩崎律夫副議長 これより議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎律夫副議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、副議長において指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎律夫副議長 異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決定しました。

議長に本間恵治議員を指名します。

お諮りします。ただいま副議長において指名しました本間恵治議員を議長の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎律夫副議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました本間恵治議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました本間恵治議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をします。

本間恵治議員、ご挨拶をお願いします。

〔14番 本間恵治議員登壇〕

○本間恵治議長 ただいま皆様のご推薦をいただき、議長という職を仰せつかりました。議長という名を汚さぬよう皆様のお力添えをいただきながら、職を全うしていきたいというふうに思います。どうか最後の最後まで変わらぬご支援、ご指導を心からお願い申し上げまして、一言ではございませんけれども、ご挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○岩崎律夫副議長 本間恵治議長、議長席にお着き願います。

ご協力ありがとうございました。

〔本間恵治新議長、議長席に着く〕

○本間恵治議長 暫時休憩します。

〔午前10時38分 休憩〕

○本間恵治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前10時50分 再開〕

◎日程の追加

○本間恵治議長 岩崎律夫副議長から副議長の辞職願が提出されております。

お諮りします。副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

〔11番 岩崎律夫議員退場〕

◎副議長の辞職

○本間恵治議長 これより副議長辞職の件を議題とします。

事務局長に辞職願を朗読させます。

小倉事務局長。

○小倉章利事務局長 平成25年5月23日

邑楽町議会議長 本間恵治様

邑楽町議会副議長 岩崎律夫

辞 職 願

このたび、一身上の都合により、副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

○本間恵治議長 お諮りします。

岩崎律夫副議長の副議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 異議なしと認めます。

よって、岩崎律夫副議長の副議長辞職を許可することに決定しました。

〔11番 岩崎律夫議員入場〕

◎日程の追加

○本間恵治議長 ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定しました。
暫時休憩します。

〔午前10時52分 休憩〕

○本間恵治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前11時04分 再開〕

◎副議長の選挙

○本間恵治議長 これより副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

副議長に田部井健二議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました田部井健二議員を副議長の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました田部井健二議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました田部井健二議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

田部井健二議員に、ご挨拶をお願いします。

〔9番 田部井健二議員登壇〕

○田部井健二副議長 ただいま本間新議長から、副議長にというご指名をいただきました。私自身、副議長の重責の重さ、また私の力量の足りないところは重々承知をしておりますけれども、推薦をしていただきました新議長を2年間全力を持って補佐していきたいと、このように思っておりますので、どうか議員の皆様にはご協力のほどよろしくをお願いをしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○本間恵治議長 暫時休憩します。

〔午前11時07分 休憩〕

○本間恵治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午後 1時03分 再開〕

◎日程第3 常任委員の選任

○本間恵治議長 日程第3、常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、立沢稔夫議員、小島幸典議員、岩崎律夫議員、坂井孝次議員、神谷長平議員、松村潤議員、そして私、本間恵治、以上7名を総務教育常任委員会の委員に、そして細谷博之議員、小沢泰治議員、田部井健二議員、大野貞夫議員、半田晴議員、原義裕議員、塩井早苗議員、以上7名を産業福祉常任委員会の委員にそれぞれ指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました以上の方々を、それぞれの常任委員会の委員に選任することに決定しました。

ここで、各常任委員会を開催し、正副委員長の互選を願うため、暫時休憩します。

〔午後 1時04分 休憩〕

○田部井健二副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長にかわりまして議事を進めさせていただきます。ご協力をお願いいたします。

〔午後 1時22分 再開〕

〔本間恵治議長退場〕

◎議長の常任委員辞退

○田部井健二副議長 ただいま議長から職掌柄総務教育常任委員を辞退したいとの申し出がありまし

た。

よって、この際本件を議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二副議長 異議なしと認めます。

よって、議長の総務教育常任委員辞退の件を議題とします。

お諮りします。本件は、議長からの申し出のとおり、総務教育常任委員を辞退することについて同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二副議長 異議なしと認めます。

よって、議長からの申し出のとおり、総務教育常任委員を辞退することについて、同意することに決定しました。

以上で私の職務を終了しました。ご協力ありがとうございました。

議長と交代いたします。

〔本間恵治議長入場〕

〔副議長、議長と交代〕

○本間恵治議長 副議長には大変ご苦労さまでした。

○本間恵治議長 各常任委員会における正副委員長の互選についての報告がありましたので、その結果を報告します。

総務教育常任委員会は、委員長に岩崎律夫議員、副委員長に坂井孝次議員。

産業福祉常任委員会は、委員長に大野貞夫議員、副委員長に半田晴議員が互選されました。

以上であります。

◎日程第4 議会運営委員の選任

○本間恵治議長 日程第4、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、岩崎律夫議員、坂井孝次議員、小島幸典議員、大野貞夫議員、半田晴議員、小沢泰治議員、以上6名を議会運営委員会の委員に指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました以上の方々を議会運営委員会の委員に選任することに決定しました。

ここで、議会運営委員会を開催し、正副委員長の互選を願うため、暫時休憩します。

〔午後 1時25分 休憩〕

○本間恵治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午後 1時43分 再開〕

○本間恵治議長 議会運営委員会における正副委員長の互選についての報告がありましたので、その結果を報告します。

議会運営委員会では、委員長に小島幸典議員、副委員長に半田晴議員が互選されました。

以上であります。

暫時休憩します。

〔午後 1時44分 休憩〕

○本間恵治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午後 2時23分 再開〕

◎日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

○本間恵治議長 日程第5、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律等が平成25年3月30日に公布され、原則として4月1日から施行されることに伴い、邑楽町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月30日付で専決処分を行った次第であります。

改正の主な内容は、1つには個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長と拡充を図るものであり、2つには延滞金等の割合の見直しに係る規定の整備であり、3つ目は東日本大震災により居住の用に供することができなくなったものの相続人が土地等を譲渡した場合にも課税の特例を受けることができるように規定を整備するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○本間恵治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより承認第1号 専決処分承認を求めることについて採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○本間恵治議長 起立全員。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

○本間恵治議長 日程第6、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律等が平成25年3月30日に公布され、原則として4月1日から施行されることに伴い、邑楽町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月30日付で専決処分を行った次第であります。

今回の改正は、地方税法の改正に伴い条例で引用している該当条項の条文整備であります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○本間恵治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについて採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○本間恵治議長 起立全員。

よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

○本間恵治議長 日程第7、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律等が平成25年3月30日に公布され、原則として4月1日から施行されることに伴い、邑楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月30日付で専決処分を行った次第であります。

今回の改正は、基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の保険料率に特定継続世帯の規定を追加し、それぞれの世帯別平等割額の4分の1を軽減する規定を定めるものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○本間恵治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについて採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○本間恵治議長 起立全員。

よって、承認第3号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第8 議案第31号 邑楽町防災行政無線施設条例

○本間恵治議長 日程第8、議案第31号 呂楽町防災行政無線施設条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第31号 呂楽町防災行政無線施設条例について、提案理由の説明を申し上げます。

東日本大震災を受け、屋外放送は日常の行政情報の伝達のほかに、災害時緊急情報伝達手段という役割の重要性が高まっています。このことに鑑み、災害時に断線等が懸念されるこれまでの有線放送から、災害に強い無線放送に切りかえることを目的として、呂楽町防災行政無線を設置しました。3月中旬に全ての放送設備の設置が終わり、このたび試験運転期間についても終了したことから、正式に当該施設の運用に関し条例を制定いたしたくご提案申し上げる次第であります。

また、あわせて当該条例の附則において、これまでの呂楽町屋外有線放送施設の設置及び管理等に関する条例を廃止するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○本間恵治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第31号 呂楽町防災行政無線施設条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○本間恵治議長 起立全員。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第32号 工事請負契約の締結について

○本間恵治議長 日程第9、議案第32号 工事請負契約の締結について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第32号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

平成24年度石打町営住宅新築建築工事（2期工事）を施工するため、去る5月14日、指名競争入札を執行した結果、株式会社徳川組が2億1,682万5,000円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結いたしたくご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては都市建設課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○本間恵治議長 小島都市建設課長。

〔小島 靖都市建設課長登壇〕

○小島 靖都市建設課長 議案第32号 工事請負契約の締結につきまして補足説明を申し上げます。

工事請負契約につきましては、次のとおりでございます。1、契約の目的、平成24年度石打町営住宅新築建築工事（2期工事）。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約の金額、2億1,682万5,000円。4、契約の相手方、邑楽町大字赤堀1111番地、株式会社徳川組、代表取締役又野繁でございます。工事の場所は、邑楽町大字石打1171番地1ほかであります。

また、工事の概要につきましては、2期工事といたしまして鉄筋コンクリート造3階建て、延べ床面積は1,110.10平米でございます。共同住宅といたしまして、1人以上タイプ約30平米を10戸及び36平米を3戸、計13戸、2人以上タイプ約48平米を3戸、3人以上タイプ約61平米を7戸、合計で23戸を予定しております。工期につきましては、ご承認をいただいた日から平成26年1月31日までを予定するものでございます。

以上でございます。

○本間恵治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第32号 工事請負契約の締結について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○本間恵治議長 起立全員。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

[午後 2時36分 休憩]

○本間恵治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

[午後 2時38分 再開]

◎日程の追加

○本間恵治議長 お諮りします。

お手元に配付の日程表のとおり、東毛広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙のほか5件について急を要するものと認め、日程に追加し、それぞれ議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○本間恵治議長 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定しました。

◎追加日程第1 東毛広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙

○本間恵治議長 追加日程第1、東毛広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○本間恵治議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○本間恵治議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

東毛広域市町村圏振興整備組合議会議員に、私、本間恵治を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました私、本間恵治を東毛広域市町村圏振興整備組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○本間恵治議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました私、本間恵治が東毛広域市町村圏振興整備組合議会議員に当選しました。

◎追加日程第2 邑楽館林医療事務組合議会議員の選挙

○本間恵治議長 追加日程第2、邑楽館林医療事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

邑楽館林医療事務組合議会議員に、大野貞夫議員、塩井早苗議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました大野貞夫議員、塩井早苗議員を邑楽館林医療事務組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました大野貞夫議員、塩井早苗議員が邑楽館林医療事務組合議会議員に当選されました。

ただいま邑楽館林医療事務組合議会議員に当選されました大野貞夫議員、塩井早苗議員が議場にいらっしゃいますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をします。

当選人を代表しまして、大野貞夫議員にご挨拶をお願いします。

〔8番 大野貞夫議員登壇〕

○8番 大野貞夫議員 ただいま議長の指名推選によりまして、邑楽館林医療事務組合の議会議員、私、大野貞夫並びに塩井早苗議員が推薦を受けました。

思うに、私も議会に出てから2年半になりますが、最初の補欠選挙のときに議会に出させていただいたときに、当時の厚生・環境常任委員会で、この館林医療事務組合の議会議員になった経緯がございます。今思うに、いわゆる邑楽町を含め邑楽郡の中核病院としての厚生病院、これのあり方が今非常に注目を浴びておりますし、やはり中核病院としての機能を充実させていかなければならぬ、このために全議員の業績、実績を踏まえて、これを汚すことなく、今後塩井早苗議員ともどもこれからその充実のために頑張っていきたいというふうに思います。

よって、皆さん方より一層のご協力、ご支援をよろしくお願い申し上げまして、挨拶とかえさ

せていただきます。

◎追加日程第3 館林地区消防組合議会議員の選挙

○本間恵治議長 追加日程第3、館林地区消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

館林地区消防組合議会議員に、田部井健二議員、松村潤議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました田部井健二議員、松村潤議員を館林地区消防組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました田部井健二議員、松村潤議員が館林地区消防組合議会議員に当選されました。

ただいま館林地区消防組合議会議員に当選されました田部井健二議員、松村潤議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をします。

当選人を代表しまして、田部井健二議員からご挨拶をお願いします。

〔9番 田部井健二議員登壇〕

○9番 田部井健二議員 館林地区消防組合では、ただいま本署の移転問題、また指揮隊の発足、防災無線のデジタル化、大変大きな事業が幾つも重なっております。

邑楽町議会から選出された組合議員としまして、松村議員とともにこれからの消防行政のために精いっぱい頑張っている所存でございます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

◎追加日程第4 大泉町外二町環境衛生施設組合議会議員の選挙

○本間恵治議長 追加日程第4、大泉町外二町環境衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選

にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

大泉町外二町環境衛生施設組合議会議員に、小島幸典議員、神谷長平議員、私、本間恵治を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました小島幸典議員、神谷長平議員、私、本間恵治を大泉町外二町環境衛生施設組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました小島幸典議員、神谷長平議員、私、本間恵治が大泉町外二町環境衛生施設組合議会議員に当選されました。

ただいま大泉町外二町環境衛生施設組合議会議員に当選されました小島幸典議員、神谷長平議員、私、本間恵治が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をします。

当選人を代表しまして、小島幸典議員からご挨拶をお願いします。

〔12番 小島幸典議員登壇〕

○12番 小島幸典議員 大泉町外二町環境衛生施設組合の議員に選任をいただきました小島幸典です。過去2年間の経験を生かし、よりよい環境衛生を進めようと思います。本間議長、神谷議員と、また関係委員と力を合わせ職務に邁進することを誓い、就任の挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いします。

◎追加日程第5 太田市外三町広域清掃組合議会議員の選挙

○本間恵治議長 追加日程第5、太田市外三町広域清掃組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

太田市外三町広域清掃組合議会議員に、原義裕議員、私、本間恵治を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました原義裕議員、私、本間恵治を太田市外三町広域清掃組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました原義裕議員、私、本間恵治が太田市外三町広域清掃組合議会議員に当選されました。

ただいま太田市外三町広域清掃組合議会議員に当選されました原義裕議員、私、本間恵治が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をします。

当選人を代表しまして、原義裕議員からご挨拶をお願いします。

〔2番 原 義裕議員登壇〕

○2番 原 義裕議員 ただいま太田市外三町広域清掃組合議会議員に指名推選されまして当選しました。まだまだふなれなところがありますが、ごみ等々の問題については今後我々が生きている限りやらなければならない課題が多く含まれております。何分ふなれではございますが、頑張りますので、よろしく皆様のご協力をお願いしたいと思います。

○本間恵治議長 暫時休憩します。

〔午後 2時51分 休憩〕

○本間恵治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午後 2時53分 再開〕

〔13番 立沢稔夫議員退場〕

◎追加日程第6 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○本間恵治議長 追加日程第6、同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第196条の規定により、議員のうちから選任する監査委員に、邑楽町大字赤堀485番地1、立沢稔夫氏を選任いたしたいので、議会の同意をいただきたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○本間恵治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○本間恵治議長 起立全員。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

〔13番 立沢稔夫議員入場〕

◎町長の挨拶

○本間恵治議長 以上で日程は全部終了しました。お疲れさまでございました。

町長から発言の申し出がありますので、許可します。

金子町長。

○金子正一町長 5月臨時会の閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

今臨時会において上程をいたしました議案、全て原案どおり可決、承認をいただきましてありがとうございました。御礼申し上げます。

立沢稔夫前議長には、大変お世話になりましてありがとうございました。感謝申し上げます。

さて、本間恵治議長には、議長就任まことにおめでとうございます。議長には、今後ともご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

議員各位におかれましても、町勢発展のため今後ともご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たりまして一言の御礼の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○本間恵治議長 お諮りします。

今期臨時会の会議に付された案件は、全て終了しました。

よって、会議規則第6条の規定により本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 異議なしと認めます。

よって、今期臨時会は本日で閉会することに決定しました。

これをもって、平成25年第1回邑楽町議会臨時会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

〔午後 2時57分 閉会〕